

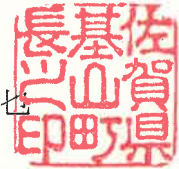
様式第4号（第11条関係）

基 建 第 2 6 1 号

令和2年5月21日

第16区区長 埜口 益美 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和2年4月24日付けで提案がありました、防犯のための車両進入防止柵の設置につきましては、車止めを設置します。

2 取扱いの理由

建設課で要望箇所の確認を行いました。要望の箇所は防火水槽があり、柵は消火活動の障害となるため設置することはできませんが、車止めであれば設置することができるため。